

第 5 4 号議案

足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 3 月 1 5 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担に関
する条例（平成 6 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 4 1 条第 8 項」の次に「、第 1 4 2 条第 1 1 項」を、
「使用」の次に「、法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号のビラ（以下「ビラ」と
いう。）の作成」を加える。

第 9 条を第 1 2 条とし、第 8 条中「第 6 条後段」を「第 9 条後段」に
改め、同条を第 1 1 条とし、第 7 条を第 1 0 条とし、第 6 条中「第 8 条」
を「第 1 1 条」に改め、同条を第 9 条とし、第 5 条の次に次の 3 条を加
える。

（ビラの作成の公費負担）

第 6 条 候補者（足立区長の選挙の場合に限る。）は、第 8 条に定める
作成単価の限度額にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第 1 4 2 条第
1 項第 6 号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗
じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この
場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。

（ビラの作成の契約締結の届出）

第 7 条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とす
る者との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定
めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円30銭を超える場合には、7円30銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

付 則

この条例は、平成19年3月22日から施行する。

(提案理由)

公職選挙法の改正に伴い、ビラの作成に係る公費負担について定める必要があるため、この条例案を提出いたします。